

## 地域再生基本方針の一部変更について

〔平成30年 月 日  
閣 議 決 定 案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

2の3) 中「移転を推進する。」の下に

「また、民間団体が主体となる自主的なまちづくり（エリアマネジメント）の取組や商店街の活性化の取組を支援することにより、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の取組を推進する。」  
を加え、同5) 中「確保に関する施策」の下に「、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策」を加える。

5の3) ①口中「5) ⑫、⑬及び⑭」を「5) ⑭、⑮及び⑯」に改め、同ハを次のように改める。

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生計画の認定を申請することができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うこと前提とする。

5の3) ③ニ中「、地方活力向上地域」の下に「又は準地方活力向上地域」を加え、同a. 中「地方活力向上地域」の下に「又は準地方活力向上地域」を加え、同5) ⑤中「認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業」を「特定地域再生事業のうち認定地域再生計画に記載された小さな拠点の形成に資する事業」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第4項第8号」に、「事業とする」を「事業をいう」に、「が発行する」を「により発行される」に、「この場合において」を「なお」に、「は、常時雇用する従業員数が一定数以上であること、」を「が一定数以上の常時雇用する従業員数を確保していることや」に改め、「適合すること」の下に「及び当該株式会社が発行する新規株式を個人が払込みにより取得したこと」を加え、「ものに限るものとする」を「場合に限り、株式を取得した個人の所得税に関して寄付金控除が適用される」に改め、同⑦イ中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同口中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同ハ中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同ニ中

「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同ホ中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「当該施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合、その」を「次に掲げる措置を講じた場合、当該措置により生じる」に改め、同ホに次のように加える。

- a . 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、当該特定業務施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税を行った場合
- b . 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業については、当該特定業務施設に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合

5の5) 中⑯を同⑰とし、同⑯を同⑯とし、同⑯を同⑯とし、同⑯中「第17条の31」を「第17条の41」に、「第5条第4項第12号」を「第5条第4項第14号」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑯中「第17条の30」を「第17条の40」に、「第5条第4項第11号」を「第5条第4項第13号」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑯中「第17条の29」を「第17条の39」に、「第5条第4項第10号」を「第5条第4項第12号」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑯イ中「第17条の26第1項」を「第17条の36第1項」に改め、同ロ中「第17条の27第1項」を「第17条の37第1項」に改め、同ハ中「第17条の28」を「第17条の38」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑯イ中「第17条の14」を「第17条の24」に、「第17条の15から第17条の17」を「第17条の25から第17条の27」に改め、同ロ c . 中「第17条の14第3項第3号」を「第17条の24第3項第3号」に改め、同ハ中「第17条の14第4項各号」を「第17条の24第4項各号」に、「第17条の18、第17条の22、第17条の23及び第17条の24」を「第17条の28、第17条の32、第17条の33及び第17条の34」に改め、同 d . 中「第17条の14第12項」を「第17条の24第12項」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑯中「第17条の13」を「第17条の23」に、「第5条第4項第7号」を「第5条第4項第9号」に、「第17条の7第9項」を「第17条の17第9項」に改め、同⑯を同⑯とし、同⑧イ中「認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）」を「認定市町村」に、「第17条の7」を「第17条の17」に改め、同ロ中「第17条の8」を「第17条の18」に改め、同ハ中「第17条の9」を「第17条の19」に改め、同ニ中「第17条の10、第17条の11及び第17条の12」を「第17条の20、第17条の21及び第17条の22」に改め、同⑧を同⑩とし、同⑦の次に次のように加える。

#### (8) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定市町村の議会の議決を経て、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができる。

ロ 法第17条の8及び第17条の9により、認定市町村は、条例で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付するものとする。

ハ 法第17条の10により、認定市町村が、あらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合には、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可をするものとする。

#### ⑨ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定市町村は、法第17条の13により、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）を作成することができる。

当該計画には、商店街活性化促進区域の区域、商店街活性化促進事業に関する基本の方針、基本の方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者に対する認定市町村が講ずべき支援等を記載するものとする。

ロ 法第17条の14により、認定市町村は、当該商店街活性化促進区域における適合事業を行い、又は行おうとする者及び建築物又は土地の所有者等に対し、商店街の活性化のために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内において計画に即した利活用のなされていない建築物又は土地について、計画達成のため必要があると認めるときは、その所有者等に対し、計画に即した利活用を要請することができるものとする。

この場合において、認定市町村の長は、必要があると認めるときは、当該建築物又は土地に係る権利の処分についてあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

認定市町村の長は、要請を受けた所有者等が当該要請に係る措置を講じておらず、当該建築物又は土地の利用状況や現況等を調査した結果、当該措置を講じていないことについて正当な理由がないと認めるときは、所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ハ 法第17条の15により、商店街活性化促進区域においては、商店街振興組合の設立の要件を緩和するものとする。

ニ 法第17条の16により、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）における保険限度額の拡大等が認められるものとする。

別表を別紙のように改める。